

令和 8 年(2026年) 5 月定例会追加提出予定案件表

(単行事件)

- 1 吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について
- 2 令和 7 年度吹田市下水道事業会計予算第 9 条の経費の金額の流用に関し、追認の議決を求めることについて

追加予定案件

(人 選)

- 1 吹田市農業委員会委員の任命について（16 件）

令和 8 年（2026 年） 5 月定例会追加提出予定案件概要

(単行事件) 1 吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について 入札参加業者（2社）制限付一般競争入札 鳳工業(株) 吹田営業所 (株) 関根水道工業所	1	工事概要	機械設備工事 一式 工事内容 空気調和設備工事、換気設備工事、計装設備工事、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事
	2	工事場所	吹田市出口町2番1号
	3	工 期	完成 令和9年6月30日
	4	請負金額	229,724,000円（落札率92.0%）
	5	請 負 者	吹田市金田町5番10号 株式会社関根水道工業所 代表取締役 橋 本 芳 信

2 令和7年度吹田市下水道事業会計予算第9条の経費の金額の流用に関し、追認の議決を求めることについて	<table> <tr> <td data-bbox="757 169 1070 587">1 概要</td><td data-bbox="1070 169 2056 587"> 下水道事業会計における職員給与費については、地方公営企業法施行令第18条第3項及び吹田市下水道事業会計予算の規定により、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費から流用する場合は、議会の議決を要するものとされています。 今般、令和7年度予算執行において、議会の議決が必要である職員給与費の流用を、議決を経ずに職員給与費以外に流用を行っていたことが判明したため、当該流用に関し、追認の議決をお願いするものです。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="757 587 1070 715">2 事案発生日</td><td data-bbox="1070 587 2056 715">令和8年2月12日（木）</td></tr> <tr> <td data-bbox="757 715 1070 1377">3 流用の内容</td><td data-bbox="1070 715 2056 1377"> (1) 流用額 26,800円 (2) 流用元予算 （款）下水道事業費用（項）営業費用（目）総係費（節）報酬 (3) 流用先予算 （款）下水道事業費用（項）営業費用（目）総係費（節）厚生費 </td></tr> </table>	1 概要	下水道事業会計における職員給与費については、地方公営企業法施行令第18条第3項及び吹田市下水道事業会計予算の規定により、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費から流用する場合は、議会の議決を要するものとされています。 今般、令和7年度予算執行において、議会の議決が必要である職員給与費の流用を、議決を経ずに職員給与費以外に流用を行っていたことが判明したため、当該流用に関し、追認の議決をお願いするものです。	2 事案発生日	令和8年2月12日（木）	3 流用の内容	(1) 流用額 26,800円 (2) 流用元予算 （款）下水道事業費用（項）営業費用（目）総係費（節）報酬 (3) 流用先予算 （款）下水道事業費用（項）営業費用（目）総係費（節）厚生費
1 概要	下水道事業会計における職員給与費については、地方公営企業法施行令第18条第3項及び吹田市下水道事業会計予算の規定により、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費から流用する場合は、議会の議決を要するものとされています。 今般、令和7年度予算執行において、議会の議決が必要である職員給与費の流用を、議決を経ずに職員給与費以外に流用を行っていたことが判明したため、当該流用に関し、追認の議決をお願いするものです。						
2 事案発生日	令和8年2月12日（木）						
3 流用の内容	(1) 流用額 26,800円 (2) 流用元予算 （款）下水道事業費用（項）営業費用（目）総係費（節）報酬 (3) 流用先予算 （款）下水道事業費用（項）営業費用（目）総係費（節）厚生費						